

ロシア企業の法制構造*

岩 崎 一 郎

現代ロシアの企業体系は、主要先進国のそれとさほど遜色のない程度にまで多様化している。今や株式会社は、中堅以上の工業企業の間で最も普及した会社形態である。ロシアの会社法は、経営者や大株主をして、会社経営に関する法的規程が自発的に遵守されるような「自己拘束的」会社組織が実現されるように、株式会社のガバナンス・メカニズムを規定している。その設計思想は、「双頭の指導体制」に象徴される経営監督機構、株主と会社役員の権限関係、内部監査制度のあり方等、現行制度の随所に体现されている。しかし、閉鎖株式会社の圧倒的な広がり、インサイダー所有の支配的状況、内部監査制度の歴史の浅さ、公権力の法執行力の脆弱性といった一連のファクターは、多くの企業の自己拘束力を掘り崩しており、その結果、ロシアでは今日も会社法に違反する行為が絶えない。このことは、株式会社制度の複雑化や不透明性を招く私有化企業や人民企業の法的特殊性と共に、ロシア企業システムの深刻な問題点である。

問題設定

旧ソ連・中東欧諸国における市場経済への移行は、未だ道半ばの感が否めない。だがそれは、過去十数年間にこれらの国々で成し遂げられたことが取るに足らないものであることを決して意味しない。むしろ、いくつかの中欧諸国がこの間 OECD メンバーとなり、EU 加盟の権利をもほぼ手中に収めた事実は、社会主義体制脱却の大いなる前進を示すものですらある。政府や市民の多大な改革努力が実を結んだ結果、多くの移行諸国において市場経済化は今や第二局面を迎えている。即ち、資本主義体制の成立にとって絶対不可欠な社会・経済諸制度の整備が移行の第一局面であったとすれば、今日の課題は、それら矢継ぎ早に導入された諸制度の定着や洗練化にあるといっても過言ではない。

同様の観点は企業システムにも当てはまる。私的所有、労働契約、利潤分配、企業間競争の自由を法律上保障していない国は、旧ソ連・中東欧地域にもはや一国として存在しない。二層銀行システム、証券市場、会計制度、破産処理等の道具立ても未熟ながら殆どの国が具えている。更に同地域では、2002 年半ばの時点で、国内総生産に占める民間セクターのシェアが 27 개국単純平均で 61.7% に達するなど、民間資本の地位も揺るぎないものとなりつつある (EBRD, 2002, p. 20)。このように、フォーマルな制度環境が一通り整い、民間企業が生産活動の中心的存在へと躍進した一連の移行国では、政策論議の焦点も、企業私有化等のいわゆる「伝統的」な市場経済化政策から、既存企業の組織的アーキテクチャやガバナンス及び企業システム全体のより望ましい制度的コーディネーションのあり方へとシフトしており、同分野を対象とした実証研究の必要性も確実に高まっている。この傾向は、企業パフォーマンスの決定要因として、私有化後の所有構造をとりわけ重視してきたこれまでの研究動向にも大きな方向転換を迫るものであるといえよう。

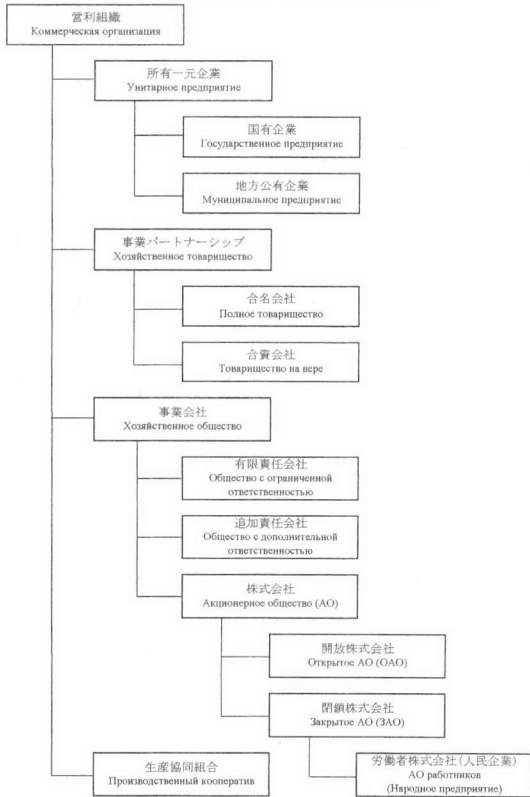
以上の問題意識に基づき、本稿ではロシア企業の法制構造を考察する。政治的無秩序と国有資産収奪の時代として特徴付けられる 1990 年代とは異なり、新世紀のロシアにおける所有と経営の利害対立は、かなりの程度、法制度のフレームワークに基づいて調整されている。しかも、この望ましい傾向は日々強まりつつある。従って、会社組織のフォーマルな構造やステークホルダーの法的権利は、ロシアの企業統治問題を吟味する上でも今や必要不可欠な研究課題であるといえよう。そこで本稿では、筆者独自の調査結果を含む各種実証データを交えながら、ロシアにおける株式会社制度の全体像を描き出す。

本稿の構成は次の通りである。第 1 節では、現行の企業形態と工業部門における株式会社の普及状況を把握する。第 2 節では、標準的な株式会社の法制度構造を描写する。続く第 3 節では、私有化企業と労働者株式会社(人民企業)の法的特殊性を論じる。そして結語で筆者の結論を要約する。

1. 現代ロシアの企業形態

現行法¹⁾が定める営利法人の体系は図 1 の通りである。一見して明らかなように、現代ロシアの企業形態は先進諸国のそれと大差ない。あえて特徴を挙げるならば、(1)資産所有権を分割し得ない営利組織として「所有一元企業」というカテゴリーが存在し、国有企業と地方公有企業のみがこの範疇に属すること(民法典[民]113 条)、(2)株式会社は、株式の譲渡可能性という観点から「開放会社」と「閉鎖会社」に分かれ、後者には更に「労働者株式会社(人民企業)」という特殊形態が含まれること、(3)有限会社の一形態として「追加責任会社」の設立が可能であること(民 95 条)、の 3 点が指摘しうる。株式会社の亜形態は後に改めて取り上げる。「追加責任会社」とは、会社資産を超過する負債に対して、持分比率に応じた社員(出資者)の追加的な責任負担が求められる企業形態であり、ロシアの他、ハンガリーを含む一部の旧社会主義国で採用されている(Oda,

図1. ロシア営利法人の法形式上組織形態



出所) 筆者作成。

2002, pp. 93-94).

ロシアの公式統計は、企業形態について極めて限定的な情報しか開示していない(表1)。それによれば、2002年10月1日時点で登記されている営利法人は約300万社にのぼるが、株式会社の比率はその14.8%(約44万社)に過ぎない。数の上では、有限責任会社が最も普及した企業形態だと見られている。但し、注目すべき中堅以上の工業企業に議論を限定すれば、状況は大きく異なる。その根拠となるデータを2点挙げておこう。

表2. 工業企業356社の企業形態別構成と従業員数の記述統計量

	企業形態 ¹⁾		従業員数(名) ²⁾			
	実数(社)	構成比(%)	平均	最小値	最大値	標準偏差
株式会社	316	87.8	3,313	25	113,944	10,003
開放株式会社	268	75.3	3,634	25	113,944	10,804
閉鎖株式会社	48	13.5	1,522	70	8,324	1,909
所有一元企業	31	8.7	2,011	13	9,873	2,365
有限責任会社	6	1.7	844	142	2,351	839
その他	3	0.8	187	144	240	48
全企業	356	100.0	3,132	13	113,944	9,464

注1) 調査実施時点。2) 1998年末時点。

出所) 国立大学高等経済院がロシア連邦経済省の後援で1999年の夏から秋にかけて実施した企業調査に関するタチアーナ・ドルゴビヤートヴァ博士提供資料。ドルゴビヤートヴァ博士は、同調査のプロジェクト・リーダーであった。

表1. 営利法人の企業形態別構成(2002年10月1日現在)

	実数(1000社)	構成比(%)
全営利法人	3,001.1	100.0
所有一元企業	78.2	2.6
パートナーシップ・会社	2,438.4	81.3
株式会社	442.8	14.8
その他	484.5	16.1

出所) Goskomstat RF(2002b), C. 137-138に基づき筆者作成。

表2は、モスクワの高等経済院(Higher School of Economics)が、1999年下半年に、国内39地域に所在する工業企業356社を対象に実施した調査結果の一部である。同表には、株式会社形態の圧倒的な普及率(87.8%)が示されている。また、従業員数でみたその平均的規模は、所有一元企業の1.6倍、有限責任会社の3.9倍にも達している。筆者は更に、これら株式会社集団の実態をより詳細に把握するため、有価証券報告書を原資料とする企業データベース(AK&M List, 2002)²⁾を用いて、工業企業株式会社1,336社の産業分野別構成比と、従業員数及び定款資本の記述統計量の算出を試みた。その結果は表3に一覧されている。また図2には、これら1,336社の従業員数別度数分布が表されている。なお、この標本集団は、2001年の工業企業数及び工業従事者数に関する公式統計との比較において、企業数ではわずか0.9%を占めるに過ぎないが、従業員総数では34.2%の比重を持つことが確認されている(表4)³⁾。これらの資料からは、工業部門のあらゆる産業分野において株式会社形態が広範に普及しており、とりわけ、ロシアの基準で「大企業」(従業員数500名以上)と「超大企業」(同1,000名以上)のカテゴリーに属する工業企業群の間で、その傾向が最も顕著であることを見て取ることができる。

以上の調査結果は、有力工業企業の大半が、株式会社として営まれていることを強く示唆している。この一見陳腐な事実は、ロシアではしかし、投資家や経営者の自発的な意思決定の結果というよりも、むしろ現行の株式会社法が制定される前に、私有化政策の一環として政府が実施した国有・地方公有企業の半ば強制的な株式会社化によるものであり、それは、現在の株式会社制度を複雑化させた大きな要因ともなっている。以下では、この点をも踏まえて、ロシア株式会社制度の主要構造を明らかにする。

2. 株式会社制度の主要構造

本節では、民法典及び株式会社法に依拠した株式会社の組織形態、経営監督機構、株主・取締役・執行役員との権限関係及び内部監査制度の法制度的枠組みを論じる。なお、株式会社の一特殊形態である労働者株式会社(人民企業)は、私有化企業と共に次節で取り上げる。

表3. 工業企業株式会社 1,336 社の産業分野別構成と従業員数及び定款資本の記述統計量

	企業数 ¹⁾		従業員数(名) ²⁾				定款資本(百万ルーブル) ³⁾			
	実数(社)	構成比(%)	平均	最小値	最大値	標準偏差	平均	最小値	最大値	標準偏差
工業全体	1,336	100.0	3,397.3	1	121,084	7,114.8	419.6	0.001	118,367.6	3,963.1
電力	77	5.8	7,345.7	423	47,760	7,071.5	2,064.6	16.075	28,267.7	4,133.1
燃料	88	6.6	6,122.9	1	85,685	12,952.5	2,143.1	0.015	118,367.6	13,387.6
鉄鋼	33	2.5	12,195.4	150	48,506	12,644.2	159.7	0.035	2,500.0	509.2
非鉄金属	71	5.3	5,002.0	23	65,190	9,479.0	211.6	0.014	4,073.4	655.9
化学・石油化学	135	10.1	3,604.5	5	19,538	3,485.6	449.5	0.015	34,757.3	3,052.7
機械製造・金属加工	395	29.6	3,698.3	7	121,084	8,296.9	301.8	0.002	39,287.4	2,372.0
木材・木材加工・製紙	131	9.8	1,382.4	5	24,700	2,518.5	16.5	0.001	846.6	84.5
建設資材	87	6.5	1,958.9	9	14,449	2,915.7	41.3	0.004	1,922.9	212.1
軽工業	165	12.4	1,363.5	6	9,276	1,791.1	20.5	0.002	1,123.7	103.4
食品工業	154	11.5	1,086.0	1	9,652	1,587.7	24.1	0.001	1,176.9	103.4

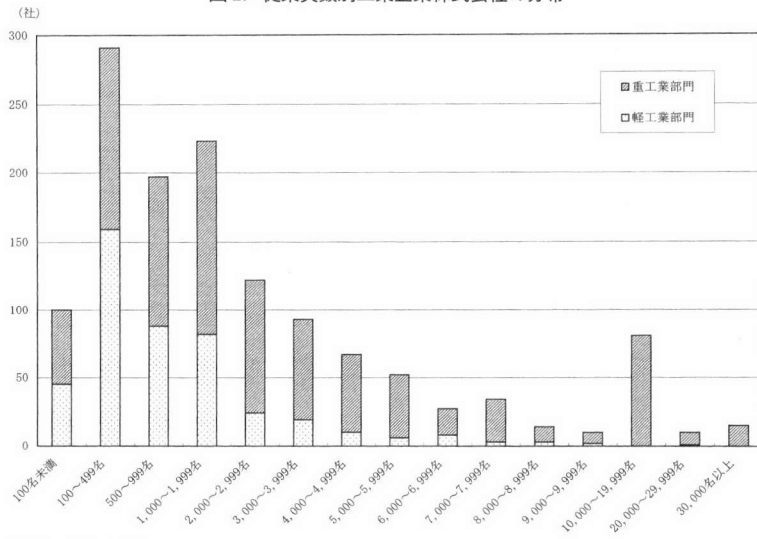
注1) 企業形態の内訳は、1,336社中1,335社が開放株式会社、残り1社が労働者株式会社(人民企業)である。

2) 2001年ないし2002年現在。

3) 2002年8月現在。

出所) AK&M List(2002)に基づき筆者算出。

図2. 従業員数別工業企業株式会社の分布



出所) 表3と同じ。

2.1 開放株式会社・閉鎖株式会社

先述の通り、ロシアの株式会社は、法形式上「開放会社」と「閉鎖会社」の何れかに区分される(民97条, 株式会社法[株]7条)。前者は、株式譲渡が自由で、かつ株式発行の公開募集が可能な会社であり、後者は逆に、発起人及びその他特定の出資者の間でのみ株式の配分・譲渡が認められている。この他両者の間には、(1)最低資本金、(2)株主数、(3)情報公開義務という面でも一定の差が設けられている。即ち第1に、開放会社の定款資本は法人登記時に有効な公定最低賃金⁴⁾の1,000倍以上でなければならないが、閉鎖会社は100倍以上でよい(株26条)⁵⁾。第2に、閉鎖会社の株主数は50名を超えてはならず、仮に超えた場合は、1年以内に株主数を是正するか、開放会社に転換ないし解散しなければならない(株7条3項)⁶⁾。第3に、開放会社は、年次業務報告や財務諸表、ならびに法令や連邦有価証券市場委員会

等の政府機関が要請するその他の情報の開示が義務付けられている(株92条)。

一説によれば、2001年7月1日時点の閉鎖会社の数は37万社超と、約6万社の開放会社に対して圧倒的に多い(Шапкина, 2002, C. 5)。更に、今述べた株主数の規制措置にも拘らず、表2が示すように、未だ多くの大企業が閉鎖会社のままである。これは、株式会社法施行前に設立された閉鎖会社には上記7条3項が適用されないとする特例措置(株94条4項)の効果による所が大きい。例えば、1991年に設立された「イズムルド」社(チマシェフ砂糖工場)は、1,000名超の株主を抱えるが、株式会社法施行後も閉鎖会社

として存続する決定を下している(Суханов, 1997, C. 94)。このようなケースは数知れない。加えて、私有化政策の比較的初期の段階に閉鎖会社へ転換した旧国有・地方公有企業の存在も無視できない。この種の閉鎖会社に対しては、1996年8月18日付の大統領令により、国家の所有比率が25%以上である場合、1996年中に開放会社へ転換するよう指示が下されたのであるが、その違反に対する有効な罰則や制裁措置が伴わなかったために、同規定は事実上政府の勧告と受け止められた(《Экономика и Жизнь》, №36, 1996, C. 43)。現在も旧国有企業でありながら閉鎖会社である大企業がしばしば見られるが、これは、経営陣が同大統領令の規定に背いたか、または一般株主の支持を得られなかった結果である可能性が高い。いずれにせよ、外部投資家を締め出す組織形態の圧倒的な普及は、インサイダー型企業所有の優勢(後述)と制度的な補完関係にあるのだろうが、株式

表4. 工業企業株式会社1,336社の産業部門別従業員数の比重 (千人)

	2001年 公式統計 (a)	工業企業 1336社 (b)	b/a (%)
工業全体	13,282	4,539	34.2
電力	942	566	60.0
燃料	806	539	66.9
鉄鋼	727	402	55.4
非鉄金属	582	355	61.0
化学・石油化学	877	487	55.5
機械製造・金属加工	4,685	1,461	31.2
木材・木材加工・製紙	1,054	181	17.2
建設資材	677	170	25.2
軽工業	814	225	27.6
食品工業	1,492	167	11.2

出所) 表3及び Goskomstat RF(2002c), C. 115-118に
基づき筆者作成。

会社本来の機能を考えれば極めていびつな姿であるし、資本市場の発展や企業経営の透明性向上という点でも重大な問題を孕んでいる。

2.2 経営監督機構

株式会社の業務執行に関する意思決定とその監督のために、ロシアでは5つの機関が法定されている。株主総会、取締役会(監査役会)、単独執行機関、合議執行機関及び監査委員会(監査人)がそれである。取締役会は、株主総会の排他的権限を除く会社経営の全般的指導に責任を負い、総支配人(社長)を指す単独執行機関と、他の経営幹部で構成される合議執行機関(経営管理部)は通常業務の執行を担う(株64条, 69条)。法文には、取締役会と監査役会の名称が常に併記されている。これは、歴史的に大陸法の影響下にあるロシアに英米的な会社法概念が移植された結果であるが、その主たる機能からして、取締役会という名称の採用は適切ではないという意見もある(Торкановский, 1997, C. 27)。なお、最後の監査委員会(後述)は、株主総会と共に財務・経営活動の検査を行う機関である(株85条)。

全ての株式会社がこれら5つの機関を等しく具える必要はない。議決権付株式の保有者が50名未満の場合、株主総会は取締役会の機能を代行できる(株64条1項)。また、合議執行機関の設置は会社の任意に委ねられている。更に、取締役会の最低定員数は議決権を持つ株主の数により異なる(株66条3項)。この結果、後述する労働者株式会社(人民企業)を含めると、株式会社の組織形態と経営監督機構の可能な組み合わせは表5の通りとなる。

業務執行機関と監督機関の相互関係は図3に模式化されている。後者の前者に対する独立性を確保するために、ロシアの株式会社法は比較的厳格な兼任制限を敷いている。即ち単独執行機関は取締役会会長を兼任できず、合議執行機関の構成員は取締役の4分の1以上を占めることができない(株66条2項)。また、監査委員会メンバーも取締役や他の役員ポストに就くことが禁じられている(株89条6

項)。2002年1月の法改正前は、執行役員による取締役の兼任は定員の過半数以下まで認められていた。この例が示唆するように、株式会社法施行後の数度に亘る法改正は、明らかに経営陣に対する監視体制の強化へ指向しており、立法府のこのような姿勢は、研究者からも総じて肯定的に評価されている(Шиткина, 2002, C. 74-75; Игнатов-Филимошин, 2002, C. 4)。

しかし、合議執行機関の採用を拒否することで、執行役員の子取締役兼任制限を容易に回避できることは早くから指摘されてきた(《Экономика и Жизнь》, №9, 1996, C. 38)。工業企業の所有構造を精察した Aukutsionek and Kapeliushnikov (2001)によると、近年散逸化が進む従業員持株の、恐らくは閉鎖会社の優先取得権を利用した経営陣側の買収により、後者の所有比率は増大の一途にある(表6)。執行機関の編成は、定款の変更を要する株主総会の特別決議事項(発行済議決権付株式の過半数を持つ株主が出席して、その議決権の4分の3以上の多数決で成立する決議)であるから、経営陣が、関連会社や従業員と結託して、会社経営の監視強化を求める外部投資家の要求を阻止する可能性は決して低くない。また、大株主である執行役員が、自らの息の掛かった人物を、自社の取締役会会長に据えることも十分にあり得る。私有化企業の取締役は社長が選ぶ直屬部下で構成されているという指摘(Торкановский, 1997, C. 38)や、現在ロシアで最も普及している経営体制は、株主総会=取締役会=単独執行機関モデルであり、また合議執行機関を採用した会社でも、多くの場合、その設置目的は明確に認識されていないという意見(Ионцев, 2002, C. 102-103)は、この点で大変意味深長である。

主要国企業の経営監督機構は、業務執行機関と監督機関を分離する「二層構造」と、それらを一機関が担う「単層構造」の二つに大別される。ロシアのそれは、ドイツのような完全分離型ではないが、英米の株式会社よりも独立性の高い監督機関を採用している点で「一種のハイブリッド」(Полковников, 2002, C. 141)だといえよう。だが、先に述べた法律的抜け穴の存在と企業所有の現状を勘案すると、このシステムが、懸念されている執行役員の機会主義的な行動を効果的に抑制し得るか大いに疑問である。

2.3 株主の議決権と範囲

ロシアの株式会社法は、会社機関の権限に明確な境界を設けている。株主総会の決議事項は、法定事項と定款所定事項に限られ、前者は、執行機関はるか、法の特例を除き取締役会への委任も禁じられている(株48条2項)。逆に、取締役会や執行機関にも多くの権限が付与されている。表7にはこれら3機関の権限配分が一覧されている。紙幅の都合上、個々の詳解はロシア人法学者の優れたコメントール(Тихомиров, 2001; Дунаевский и др., 2001; Игнатов-Филимошин, 2002)に委ね、ここでは株式会社のガバナンス・デザインにとって特に重要な株主の権限範囲を取り上げる。(1)会社役員を選任と報酬、(2)経

表5. 株式会社の組織形態と経営監督機構のバリエーション

	開放株式会社				閉鎖株式会社 ¹⁾		労働者株式会社(人民企業)
	10,000名以上	1,000名以上 10,000名未満	50名以上 1,000名未満	50名未満	50名	50名未満	
議決権付株式保有者数	10,000名以上	1,000名以上 10,000名未満	50名以上 1,000名未満	50名未満	50名	50名未満	5,000名以下
株主総会	○	○	○	○	○	○	○
取締役会(監査役会) ²⁾	○(9名)	○(7名)	○	△	○	△	監査役会
単独執行機関	○	○	○	○	○	○	○
合議執行機関	△	△	△	△	△	△	—
監査委員会(監査人)	○	○	○	○	○	○	(管理委員会)

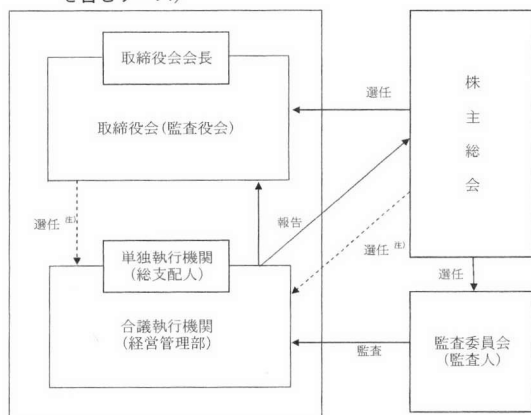
注1) 株式会社法制定前に設立され、かつ議決権付株式保有者が50名を超える閉鎖株式会社に対しては、経営監督機構に関して開放株式会社と同じ規定が適用される。

2) 括弧内は、株式会社法66条3項が定める最低定員数。

3) ○：設置が義務付けられている。△：会社が設置の有無を選択できる。—：法律上、設置が見込まれていない。

出所) 筆者作成。

図3. 株式会社の経営監督機構(取締役会及び合議執行機関を含むケース)



注) 執行機関の選任は、定款の定めにより株主総会ないし取締役会のいずれかが行う(株69条3項)。

出所) 深尾・森田(1997),62ページを参考に筆者作成。

営判断事項、(3)株式譲渡と個別株主の議決権に関する制約、(4)少数株主権及び株主総会決議の瑕疵等に関する訴訟権がそれである。

取締役の選任と解任は、株主総会の排他的権限であり、普通決議事項である(株48条1項4段、49条4項)⁷⁾。会社と取締役の関係には民法の委任法理が準用される。即ち、任期中の取締役は、正当な事由の有無を問わず、株主総会の単純多数決でいつでも解任され得る。また、株主総会決議に基づいて取締役に支払われる報酬は労働賃金と見なされない(Тихомиров, 2001, С. 278-279)⁸⁾。一方、執行役員の選任と解任は、定款の定めにより取締役会にその決定権を移譲できる(株48条1項8段)。特に大会社の場合、そのようなケースが殆どであるから、この点は取締役会と執行役員の権限関係の一部として次節で論じる。

次に経営判断事項であるが、米国や日本と同様、ロシアでも定款で株主総会の決議事項とすることができる。これに加え、表7の通り、同国では新株発行増資、自己取引や大型取引(会社資産の25%以上

に相等する財産の取得や処分を為す取引)の承認、自社株買いの決定等、業務執行に関する幾つかの重要な決定権が初めから株主総会に付与されている。更に既述の通り、株主総会の権限は執行機関に委譲できない。従って、法律上ロシアの株主は、経営判断事項について比較的広範な議決権を保持しているといえよう。但し、繰り返しになるが、特別決議事項たる定款の変更をインサイダー株主の支持なしに実現することは、現状では大変な困難を伴うと推察される。

株式の譲渡制約は、開放会社と閉鎖会社で著しく異なる。即ち、開放会社については、株式会社法7条2項で、譲渡される株式の会社や株主による優先的取得権を定款で定めることが禁じられている。他方、閉鎖会社の株主は、譲渡の意思を自己負担で会社と全株主に書面で通知し、彼らによる優先的取得権行使の有無を確認しなければならない。その違反に対して、会社と株主は取引無効の訴えを提起できる(株7条3項)。一方、議決権の制限について株式会社法は寛大である。即ち、組織形態の如何を問わず、会社は定款により一株主に帰属する株式数や額面総額及び議決権数の上限を設定できる(株11条3項)。実際にこのような措置を採用した事例はいくつも報告されている。例えば「ニジネエネルギー社」は、一株主の最大株式数を定款資本の0.5%に、「スベルドロフエネルギー社」や「サマルエネルギー社」は1%にそれぞれ制限している。また、「スルグトネフチガス」社の定款には、一株主の議決権比率を最大1%とする規定が盛り込まれている(Шиткина, № 12, 1998, С. 85)。

主要国では半ば当然視される少数株主の権利規定や株主総会決議の瑕疵等に関する訴えも、ロシアでは株式会社法の制定により初めて現実のものとなった。現行法は、持株要件に応じて次の少数株主権を認めている。1/10要件：臨時株主総会招集請求権(55条1項)、監査請求権(85条3項)、1/50要件：株主提案権(53条1項)、役員候補者提案権(53条1項)、1/100要件：株主代表訴訟権(71条5項)⁹⁾、株主総会参加権者名簿閲覧権(51条4項)。また株主は、持株数によらず、6ヶ月の出訴期間以内に株主

表6. 工業企業所有構造の変化(1995~2001年) (%)

	1995年	1997年	1999年	2001年
インサイダー	54	52	50	50
経営陣	11	15	15	19
従業員	43	37	34	28
関連会社	-	-	1	3
アウトサイダー	37	42	42	42
個人投資家	11	15	20	22
企業	16	16	13	12
商業銀行	1	1	1	1
投資ファンド	4	4	3	3
持株会社	4	4	3	4
外国投資家	1	2	2	0
政府	9	7	7	7
計	100	100	100	100
調査企業数(社)	136	135	156	154

出所) Aukutsionek and Kaperiushnikov(2001), p. 11.

総会決議の取消や無効確認を求める訴えを起こすことができる(株49条7項)。更に、議決権保有株主1,000名以上の会社で義務化されている取締役選出の累積投票制度(株66条4項)や、発行済普通株式の30%以上を取得しようとする者を対象とした、既存株主が保有する株式及び転換社債の無制限買取提案義務(株80条)も、少数株主保護の一環として導入されたものである(Шиткина, Там же, С. 81; Тихомиров, 2001, С. 330-332)。株主のこうした権利は、法改正を重ねる度に拡充・強化されてきた¹⁰⁾。そのプロセスもまた、経営者層に対する有効な拮抗力を求める社会への、立法府側からの積極的な反応と見なされている(Шапкина, 2002, С. 6-7)。

2.4 取締役会(監査役会)と執行機関の権限関係

前述の通り、ロシアの株式会社法は、取締役会会長と単独執行機関の兼任を禁ずることで、いわば「双頭の指導体制」とでも呼ぶべきガバナンス・モデルを採用している。無論株主総会は会社の最高機関であり、更に同国の場合、経営判断事項に関する広範な議決権の付与によって国際的にも比較的強固な法的地位が確保されているが、それでも主要先進国と同様、株主総会の形骸化が避けられているわけではない(Токановский, 1997, С. 28)。従って、実際に会社の業務執行とその監督を規律する上で、(1)取締役会と執行機関の権限配分と(2)会社と執行役員との契約関係が、ロシアにおいても特に重要な意味を持つ。

表7によれば、株式会社法は、取締役会にも多数かつ重要な経営判断事項の決定権を与えている。しかもそれらは同法65条2項により執行機関に一切委譲し得ない。このことが取締役会による「会社経営の全般的指導」(株64条1項)の実現を保障している。但し、会社経営の中心的な担い手が執行機関である限り、定款で業務執行のありとあらゆる事項を取締役会の権限に追加するのは法的濫用と解釈される(Карабельников, 2001, С. 24)。従って、取締役会の主な機能は、(1)執行役員の人事、(2)業務執行の監督や助言及び(3)経営戦略の決定の3点に絞られる

(Торкановский, 1997, С. 36)。一方、「日常的会社経営の指導」(株69条1項)に責を負う執行機関の権限や機能について、現行法は、単独及び合議執行機関を併設する場合、定款で後者の権限を定めねばならない(株69条1項)と記す他は特に具体的な規定を設けておらず、結果としてこの問題に関する会社の大幅な裁量権を認めている。

以上のような権限配分状況は、業務執行をめぐる取締役会と執行機関の衝突を招来しかねない。実際にロシアでは、社長との対立故に、取締役会が会社経営に関する十分かつ信頼に足る情報を得られず、自らの権限事項に関して適切な判断を下すことができないという弊害が顕在化している(Игнатов-Филимошин, 2002, С. 170)。株式会社法制定当初予期されなかったこの事態に、立法当局は、執行機関の株主総会と取締役会に対する報告義務の明記(69条1項)で対処したが、その解決には決して十分ではない。そこで、多くのロシア人研究者が指摘するように、取締役会と執行機関の権限関係を定款や内部文書でいかに規定するかが、会社機構の制度設計上極めて重要な意味を持つことになる。

株式会社法の起草者が予想しなかったもうひとつの事態が、会社と執行役員との契約関係である。株主総会や取締役会による執行役員の任意解任権(株69条4項)や、会社と執行役員の間には株式会社法に抵触しない範囲でのみ労働法が適用されるという条文(同3項)は、会社と執行役員との委任関係の性格を強調するが、これらの規定を根拠とする会社側の一方的な契約の破棄は、伝統的に労働権を重んじるロシアにおいて、判例上・通説上全く支持されていない¹¹⁾。即ち、それらによれば、会社と執行役員との関係は本質的に労働関係であるから、会社側の解任決定を不服とする執行役員は、侵害された労働権の保護を裁判所に請求することができる(Бакинских и др., 1999, С. 193)。実際にロシアでは、任期中の解任無効を求める元社長の訴えは、会社側が原告の「自発的な辞任合意を買い取る」ことで終結するケースが殆どであるという(Карабельников, 2001, С. 21-23)。以上から会社は、執行役員と労働契約を締結しなければならず、また不法な作為(不作為)を理由としない契約の破棄に際しては、当該執行役員に一定の補償を支払う義務がある(労働法典[労]279条)。このように、執行機関に対する株主総会や取締役会の上位ヒエラルキーを強調する株式会社法の理念は、労働法との衝突によって一部後退した格好となっている。

選任権の帰属先如何に拘らず、会社と執行役員との契約は取締役会会長が署名する(株69条3項)。その契約期間は最長5年である(労58条)。契約署名権に基づき取締役会は執行役員への報酬をも決定する¹²⁾。法律上その額に上限はないが、実際は多くの株式会社において、役員給与は一般従業員の数倍と決められている(Глазырин, 1999b, С. 26-27)。また、英米の「ゴールデン・パラシュート」に似た条項は、ロシアの大企業と経営者との間の労働契約にもよく見

表7. 株式会社法が定める会社機関の主な権限

機関	権限事項(根拠条文)
株主総会	増資に伴う定款変更(12条2項)*, 減資に伴う定款変更(12条3項), 合併(16条2項)†, 吸収合併(17条2項)†, 新設分割(18条2項)†, 分社(19条2項)†, 有限会社ないし生産協同組合への改組(20条1項)†, 転換社債発行事項(33条2項)*, 年次配当(42条3項), 配当支払期日(42条4項), 定款変更(48条1項1段)†, 改組(同2段)†, 解散(同3段)†, 取締役会の選任・解任(同4段), 株式発行事項(同5段)†, 株式額面価格引上げによる増資(同6段), 新株発行増資(同6段)*, 株式額面価格引下げ又は株式償却のための株式取得による減資(同7段), 執行機関の選任・解任(同8段)*, 監査委員会(監査人)の選任・解任(同9段), 会計監査人の承認(同10段), 年次報告書・計算書類の承認(同11段), 株主総会実施手続(同12段), 投票集計委員会の選任・解任(同13段), 株式の分割・併合(同14段), 自己取引の承認(同15段)*, 大型取引の承認(同16段)*, 発行済株式の自社取得(同17段)†, 持株会社・金融産業グループ等への参加(同18段), 会社機関に関する内部規定の承認(同19段), 投票集計委員会の構成(56条1項), 取締役の報酬(64条2項), 単独執行機関権限の外部委託(69条1項), 監査委員会(監査人)の報酬(85条1項), 財務・経営活動の監査実施要請(85条3項)**
取締役会(監査役会)	増資に伴う定款変更(12条2項)*, 減資のための株式取得結果報告の承認(12条3項), 支社・支店の開設・廃止に伴う定款変更(12条5項), 株主総会への合併関連問題の提案(16条2項), 他社吸収合併時の株主総会への吸収合併関連問題の提案(17条2項), 株主総会への新設分割関連問題の提案(18条2項), 株主総会への分社関連問題の提案(19条2項), 株主総会への有限会社ないし生産協同組合への改組関連問題の提案(20条2項), 自主解散時の株主総会への解散関連問題と清算委員会任命に関する問題の提案(21条2項), 転換社債発行事項(33条2項)*, 新株発行時の現物出資に際する当該資産価額の決定(34条3項), 株式公募価格の決定(36条1項), 有価証券公募価格の決定(38条1項), 48条1項2, 6, 14-19段に該当する事項に関する株主総会への提案(49条3項), 株主総会提案議題の採用(53条5項), 会社機関候補者の擁立(53条7条), 株主総会の排他的権限を除く会社経営の全般の指導(64条1項), 会社経営の優先的方針の決定(65条1項1段), 株主総会の招集(同2段), 株式総会議事日程の承認(同3段), 株主総会の準備(同4段), 新株発行増資(同5段)*, 社債・他の有価証券の発行(同6段)*, 資産価格の決定・発行済有価証券買取価格の決定(同7段), 株式・社債・他の有価証券の自社取得(同8段)*, 執行機関の選任・解任(同9段)*, 監査委員会(監査人)メンバー及び会計監査人報酬額の勧告(同10段), 配当額及び配当方法の勧告(同11段), 準備金等の利用(同12段), 会社内部文書の承認(同13段), 支社・支店の開設(同14段), 大型取引の承認(同15段)*, 自己取引の承認(同16段)*, 名簿管理人の承認と契約の締結・破棄(同17段), 取締役会会長の選出(67条1項), 単独執行機関権限の外部委託に関する株主総会への提案(69条1項), 執行役員との契約署名(69条3項), 執行役員の他社兼業の許可(69条3項), 臨時単独執行機関の選任及び単独執行機関選任のための臨時株主総会の招集(69条4項), 臨時合議執行機関の選任及び合議執行機関選任のための臨時株主総会の招集(70条2項), 財務・経営活動の監査実施要請(85条3項)**, 年次報告書の事前承認(88条4項)
執行機関	株主総会及び取締役会の権限を除く日常的会社経営の指導に関する事項(69条2項), 単独執行機関による合議執行機関会議の議事進行(70条2項), 単独執行機関による合議執行機関会議議事録及び合議執行機関決議に基づく書類の署名(70条2項)

注1) †: 株主総会特別決議事項, *: 株主総会の決定ないし定款の定めにより取締役会の権限となし得る事項, **: 株主総会と取締役会が共有する権限事項。

2) 各権限事項の内容は株式会社法の厳密な対訳ではない。

出所) Дунаевский и др.(2001), С. 182-184; Игнатов-Филмошин(2002), С. 119-121 を参考に筆者作成。

られるという(Карабельников, 2001, С. 24)。定款で特別の規定を設けない限り、執行役員は報酬は株主総会の承認を必要としない。それだけに取締役会の責任は重大である。ガバナンス・デザインの観点からは、執行役員は報酬をコントロールする社外取締役のインセンティブをいかに確保するかが、定款や内部文書による取締役会と執行機関の権限関係の調整とならぶ重要な論点となろう。

2.5 会社経営の内部コントロール

執行役員は業務執行を継続的にチェックする機関として、ロシアでは取締役会(監査役会)の他、監査委員会(監査人)と会計監査人が法定されている。監査委員会は、定時株主総会に提出される計算書類の事前審査や、自発的ないし株主総会や取締役会及び持株1/10要件を満たす株主の請求に応じて財務・経営活動の臨時検査を行う(株88条3項, 85条3項)¹³⁾。また、臨時株主総会や取締役会の招集権も与えられている(株55条1項, 68条1項)。監査人

の選任と報酬は、株主総会の排他的な専権事項であり、その定員や活動規則は、定款や株主総会が決議する内部文書で定められる(株85条1項, 2項)。更に、監査委員会の独立性を確保する目的で、監査人の取締役や他の会社役員兼任と監査人選出に際する会社役員保有株式の議決権の行使が禁じられている(同6項)。

このように監査委員会は、株主総会の下部機関として、自主監査の中心的な担い手となることが期待されている。だが、法学者や法律実務家の観察によれば、監査委員会の会社での役割は「卑屈なほど小さく」(Дунаевский и др., 2001, С. 317)、「効果的に活動する監査委員会を見出すことは極めてまれ」であって、むしろ通常の監査人は、定時株主総会の前日に突如現れ、「総会で監査報告書を読み上げた後の1年間は再び誰も彼を見かけることはない」(Ионцев, 2002, С. 203)のが実情だという。その要因として、インサイダー所有の支配的地位、内部監査制度の歴史の浅さ、人材不足等を指摘できるが、これらの間

題は一朝一夕に解決されるものではない以上、当面は、公認監査士や監査組織の中から株主総会が選出する会計監査人に内部監査の多くを頼らざるを得ないと推察される(株 86 条 1 項)¹⁴⁾。

会計監査活動法 7 条は、開放株式会社、金融機関、並びに年間売上高が公定最低賃金の 50 万倍以上ないし資産残高が 20 万倍以上の企業と企業家に年次会計監査を義務付けている。民間企業セクターの発展と公認会計業務の需要拡大に伴い、監査サービスの市場規模は、1999 年の約 80 億ルーブルから 2000 年の約 130~140 億ルーブルへと急速なテンポで成長している(《Экономика и Жизнь》, № 11, 2000, С. 27; № 14, 2001, С. 27)。表 8 は、国内市場の約 50% を構成する 150 大監査法人の活動実績を、筆者が独自に集計したものであるが、これら有力監査法人の大多数はモスクワに拠点を構え、近年はコンサルティング・サービスにも業務範囲を広げている(Там же)。また、Pricewaterhouse Coopers 社を筆頭に、外資系企業の進出も盛んで、外国投資の誘致や海外での起債を狙う大企業の囲い込みに鎬を削っている。このように、監査法人は着実に国内企業のニーズを満たしつつあるが、150 大監査法人の専門スタッフ総数が 7,600 名弱に過ぎないことから想像されるように、現状は質の高い会計監査業務が十分に供給される体制からは程遠い¹⁵⁾。更に、財務・経営活動の直接的なコントロールを行う監査委員会とは異なり、会計監査人の機能は、財務諸表の精査とその信頼性に関する専門の見解の表明に限られてもいる(Дунаевский и др., 2001, С. 317)。

以上から、ロシア株式会社の内部コントロール機能は依然として脆弱で、企業統治や少数株主の保護という観点から大いに問題含みであることが分かる。これまでに指摘された他の論点と共に、内部監査制度の実効性がロシアで特に注視される所以はここにある。

3. 私有化企業と労働者株式会社(人民企業)の特殊性

前節では、株式会社のいわば「標準型」が描き出された。ロシアには、同国が旧社会主義移行国であるために、そこから大きく逸脱する二つの企業群が存在する。私有化企業と労働者株式会社(人民企業)である。本節では、標準的な株式会社のガバナンス構造との比較における、各々の際立った法的特殊性を順次解説する。

3.1 私有化企業

国家機関や地方自治体は原則として株式会社の発起人となれない(株 10 条 1 項)。その唯一の例外は、国有・地方公有企業をベースに設立される株式会社である。1992 年 7 月、連邦政府は、国有資産私有化の第 1 段階として、従業員数 1,000 名以上ないし同年 1 月 1 日時点の固定資本残高が 5,000 万ルーブルを超過する国有・地方公有企業の開放株式会社への改組を決定したが¹⁶⁾、同年 11 月 16 日付の大統領令等に

よって、エネルギー、貴金属、軍事品、アルコール飲料の生産者を含む特定業種の私有化企業を対象に、議決権付株式の固定的保有と国家の特別経営権を保障する「黄金株」導入の権利を留保した。有力企業に対する政治的影響力の維持が目的である。公式統計によれば、1993~2001 年の間に私有化政策の枠内で 28,738 社の開放株式会社が誕生したが、その内、3,281 社(11.4%)に国家の固定的株式所有が、1,695 社(5.9%)に黄金株が設定されている(表 9)。株式会社法 1 条 5 項によれば、国家の持株比率が 25% 以上または黄金株が有効な株式会社には、私有化関連諸法令が株式会社法を超越する形で適用される。換言すると、この分野で法的ステータスに特別な注意が必要な株式会社とは、私有化の遅滞や政策的観点から 4 分の 1 以上の所有権ないし特別経営権が、現在も連邦政府または地方行政府に帰属している一連の企業を指す。

通常、国家の固定的な株式所有が設定された私有化企業の経営監督機関には、その企業を所管する行政機関から政府代表が派遣される。政府代表は主に当該官庁の大臣や高級官僚が兼務する。取締役会に参加する政府代表は株主総会の選任を必要としない。更に政府や所管官庁は自由に政府代表を交替することもできる(Юнцев, 2002, С. 32)。政府代表は株主総会や監査委員会にも派遣される。その権利の行使は原則として株式会社法に準ずる。

黄金株の利用は、上記に優る権限を政府に付与する。「国有及び地方公有資産の私有化に関する連邦法」(2001 年 12 月 21 日成立)によれば、黄金株は 75% 以上の株が私有化された時点から導入可能となる。黄金株の採用と廃止は、政府ないし所管官庁が決定する(私有化法[私]38 条 5 項)。なお、連邦政府と地方行政府は、特定の私有化企業について同時に黄金株を採用することができない。また地方自治体に対しては、連邦政府が所管する所有一元企業に黄金株を設定することが禁じられている(私 38 条 1 項)。

黄金株が導入された株式会社の取締役会と監査委員会には政府代表ポストが常設される。政府代表は、株主提案権や臨時株主総会招集権の他、定款変更、改組、解散、定款資本の変額、大型取引及び自己取引に係わる総会決議に拒否権を発動できる(私 38 条 3 項)。黄金株とは即ち国家に付与されるこれら特別経営権の代名詞であり、有価証券という実体を伴うものではない。従って、配当の支払いや普通株への転換等は一切見込まれていない¹⁷⁾。

以上から、25% 以上の国家持株比率や黄金株の有無は、私有化企業のガバナンス・パフォーマンスを左右する重要な「説明変数」となり得る。一部の経済学者が指摘するように、国家資産省の事務処理能力及び政府代表の会社経営に関する専門知識やスキルの不十分性を根拠に、政府の恒常的なモニタリング能力を疑問視する余地は大いにある(Торкановский, 1999, С. 68; Лященко, 2001, С. 85)。しかし現在の制度配置が、政府の私有化企業に対する利害関心

表 8. ロシアの 150 大監査法人グループの活動状況 (2000 年)

順位	グループ名	本社所在地	総売上高 (千ルーブル)	売上増加率 ¹⁾ (%)	コンサルタント数 ²⁾ (名)	(b) 所在地別内訳		
						本社所在地	グループ数	構成比 (%)
1	PricewaterhouseCoopers	モスクワ市	2,652,826	18.8	708.0	モスクワ市	71	47.3
2	Deloitte & Touche CIS	モスクワ市	³⁾ 843,000	36.8	³⁾ 250.0	サンクト・ペテルブルク市	17	11.3
3	IUnikon/MS	モスクワ市	360,105	49.5	420.0	ノボシビルスク市	5	3.3
4	FBK (PKF)	モスクワ市	205,417	48.3	170.0	ペルミ市	5	3.3
5	Rosekspertiza	モスクワ市	199,234	31.7	246.0	ウハ市	4	2.7
6	Top-Audit/Port-Audit	モスクワ市/チュメニ市	135,933	n/a	157.3	カザン市	4	2.7
7	Gorislavtsev i K. Audit	モスクワ市	103,565	147.2	195.0	その他	44	29.3
8	Sovremennye Biznes Tekhnologii	モスクワ市	99,106	232.7	105.0			
9	Rusaudit Dornkhof, Eyseev i partnery	モスクワ市	88,754	4.9	80.0			
10	Chto delat' Konsalt	モスクワ市	85,296	n/a	82.1	カテゴリー	売上高総計 (千ルーブル)	構成比 (%)
11	Institut problem predprimatel'stva	サンクト・ペテルブルク市	84,988	44.7	138.0	上位 1 グループ	2,652,826	38.9
12	Biznes-Audit	モスクワ市	76,316	45.9	144.0	上位 5 グループ	4,260,582	62.4
13	MKPTSN	モスクワ市	74,218	54.2	200.0	上位 10 グループ	4,773,236	69.9
14	BDO Rufaudit	モスクワ市	67,160	2.9	237.0	上位 25 グループ	5,654,483	82.8
15	Marka Audit	モスクワ市	66,819	207.6	55.0	上位 50 グループ	6,200,889	90.8
16	Moore Rowland International CIS	サンクト・ペテルブルク市	65,232	n/a	191.7	上位 100 グループ	6,642,248	97.3
17	Aval'	モスクワ市	63,764	n/a	18.0	上位 150 グループ	6,826,398	100.0
18	PAKK-Univers-Audit	モスクワ市	61,927	n/a	85.0			
19	Vneshaudit	モスクワ市	57,097	13.3	36.4			
20	Novgorodaudit	ノヴォゴロド市	51,245	49.1	107.0			
21	MKD (PKF)	サンクト・ペテルブルク市	46,637	0.2	84.4	一般計業務		46.2
22	FimEskort	モスクワ市	45,307	38.0	139.0	税務コンサルティング		12.0
23	Soiuzaudit	モスクワ市	41,989	91.7	59.0	財務管理		8.3
24	Balt-audit-ekspert	サンクト・ペテルブルク市	40,289	12.5	121.0	情報技術		7.0
25	Bona Fide Finans	モスクワ市	38,259	122.7	28.0	法務コンサルティング		6.9
26	Balanc. LTD.	モスクワ市	35,644	37.4	152.0	資産査定		5.6
27	EKFI	モスクワ市	35,352	45.7	165.7	銀行・保険会社計業務		5.4
28	ARNI	モスクワ市	34,578	-16.0	51.0	経営・組織戦略		3.6
29	ENPI Konsalt	モスクワ市	31,968	49.0	79.0	投資会計		2.0
30	Natsional'noe agentstvo audita	モスクワ市	30,700	104.7	145.0	その他		3.0

注 1) 対 1999 年比。

2) 年平均値。

3) ロシア以外の CIS 諸国における活動実績を含む。

出所) «Экономика и Жизнь», № 14, 2001, С. 26-27 に基づき筆者作成。

表 9. 国有・地方公有企業の株式会社化プロセス(1993~2001年)

	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
開放株式会社の設立数	13,547	9,814	2,816	1,123	496	360	258	199	125
	(…)	(3,979)	(1,054)	(412)	(176)	(109)	(68)	(50)	(34)
旧連邦所有企業	5,419	4,921	1,326	538	180	101	31	36	11
旧連邦構成主体所有企業	6,028	3,744	859	393	221	178	203	138	93
旧地方自治体所有企業	2,100	1,149	631	192	95	81	24	25	21
国家の固定的株式所有が設定された企業の数、およびその持株比率の内訳	439	1,496	698	190	84	142	101	72	59
	(214)	(536)	(269)	(73)	(25)	(37)	(19)	(15)	(19)
15%以下	—	553	48	9	3	3	0	9	1
16~25%	—	158	223	63	24	33	4	31	31
26~38%	—	418	189	68	23	38	3	13	3
39~51%	—	278	196	40	25	15	20	3	3
52%以上	—	89	42	10	9	53	74	16	21
特別権(黄金株)設定企業数	204	792	429	132	58	28	42	8	2
	(107)	(354)	(169)	(44)	(30)	(7)	(19)	(1)	(—)

注) 括弧内は工業企業。

出所) Goskomstat RF(1998), C. 45; Goskomstat RF(2000), C. 168; Goskomstat RF(2002a), C. 173; Goskomstat RF(2002c), C. 8に
基づき筆者作成。

の直接的反映や「状態依存型ガバナンス」(Aoki, 1994)を十分実効可能なものとしている以上、国家の役割は決して軽視されるべきものではなからう。

3.2 労働者株式会社(人民企業)

ロシアには、社会主義時代に培われた労働自主管理の伝統を継承し、内部従業員が所有と経営の実権を掌握する企業が今も数千社程度は存在する。そこには、ノヴォリャザンスク熱供給発電所、タタルスタン製紙コンビナート、スタロオスコリスク金属工場、トヴェリ食肉コンビナート等の中堅企業が多数含まれている(Тарасов, 1998, C. 13)。無論、その大部分は、インサイダーに有利に展開した企業私有化の末に誕生したものである。連邦議会下院(ドゥーマ)の全党派と議員グループの代表12名の議員立法として1998年7月に成立した「労働者株式会社(人民企業)の法的地位の特殊性に関する連邦法」は、これら労働者支配企業の存続と普及を標榜した幾分イデオロギッシュな法律であり、そのため、会社設立から資本管理原則、経営監督機構の構成と権限配分、会社役員の選任や報酬の決め方に至るまで、標準的な閉鎖株式会社とは大幅に異なる会社制度を定めている。

人民企業は既存営利法人の改組によってのみ設立され得る(人民企業法[人]2条1項)。それは法の定めに従い、出資者と従業員の間で締結された合意書を必要とする(同3項)。最低資本金は、対開放会社の規制額(公定最低賃金の1,000倍)に従う(人4条7項)。会社は資本調達のために優先株を利用できず、普通株の額面価格も公定最低賃金の20%以下に制限されている(同1項)。株主数も5,000名を上限とする(人9条4項)。

人民企業の「人民的」性質は次の規定に特に表れている。即ち、従業員集団は発行済株式の75%を保持する必要がある。それは、外部出資者の持分比率に応じて会社設立後5~10会計年度内に実現されねばならない。但し、従業員一人当たりの持株比率

は5%を超えられない(人4条2項)。増資目的で発行された新株は、年間給与額に比例して全有権従業員に分配される。また新規採用者も一定期間働いた後は新株を享受する(人5条2項, 3項)。こうして従業員に薄く広く所有される株式は、(1)自社株の第三者への譲渡禁止、(2)解雇者や死亡した従業員遺族の会社ないし従業員への持株売却義務、(3)債権者による従業員保有株式差押さえの禁止等の規定(人6条)により、外部への拡散が阻止される(Зернин-Микрокова, 1999, C. 34-35)。

経営監督機構のあり方にも人民企業の特異性を見出すことができる(表5)。第1に、株主総会の大部分の権限事項は、「一株主一議決権」原則に基づいて決議される。そこには、会社役員の選任や報酬¹⁸⁾、定款の変更、改組、従業員俸給額や社内株式配分方法の決定といった会社経営に係わる重要事項が多数含まれている(人5条4項, 10条1項)¹⁹⁾。また非株主従業員には、株主総会での発言権が保障されている(人10条5項)。第2に、人民企業法は、取締役会(監査役会)と単独執行機関による「双頭の指導体制」を拒否している。即ち、前者は「監査役会」とのみ称し、原則として総支配人(社長)がその長を兼務する(人12条4項)。更に、総従業員数1,000名以上の人民企業において、非株主従業員の比率が2%を超える場合、非株主従業員総会は、その代表1名を監査役会のメンバーとすることができる(同7項)。第3に、人民企業法は合議執行機関の設置を見込んでいない。法律上、執行機関は単独執行機関に限られる。そして第4に、人民企業の監査委員会は、財務・経営活動の検査のみならず、株主の権利保護や内部規定の履行に対する監督も行う(人14条1項)。そのメンバーは、株主従業員のみで構成され、彼らには監査役会での発言権も付与されている(同3項, 6項)。このように、人民企業の監査委員会には、「管理委員会」という別称が暗示するように、標準的な株式会社のそれを大幅に上回る権限を以って、会社経営に対する従業員集団の直接的な監視体制の強

表 10. 新興経済諸国の会社法

自己拘束型	部分的自己拘束型(手続処置重視型)	混合型	禁止型	権能賦与型
ロシア株式会社法(2002年)	インドネシア企業法(1995年)	アルゼンチン営利企業法(1988年)	トルコ商法典(1956年)	南アフリカ企業法(1973年)
	エジプト企業法(1981年)	韓国商法典(1984年)	ハンガリー営利組織法(1988年)	
	チリ企業法(1981年)	中国企業法(1994年)	チエコ商法典(1992年)	
	シンガポール企業法(1989年)	ブラジル会社法(1991年)	ポーランド商法典(1991年)	
	メキシコ営利企業法(1981年)			
	インド企業法(1956年)			
	ナイジェリア企業関連法(1990年)			
	マレーシア企業法(1990年)			

法律名(制定ないし改正年次)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
I. 実定法上の保護措置(Substantive Protections)											
1. 貯蔵株(換価株)の禁止											
2. 額面価格での株式発行義務											
3. 最低資本金額の制限											
4. 負債額及び優先株発行数の制限											
5. 株式買戻しの禁止・制限											
6. 自己取引の禁止											
7. 親会社株式の子会社による保有の禁止・制限											
該当数計	1										
II. 手続処置上の保護措置(Procedural Protections)											
1. 一株一議決権原則											
2. 取締役会の構成に関する強行法規											
3. 株主による取締役の任意解任											
4. 自己取引に対する株主総会決議要求											
5. 大型取引に対する株主特別決議要求											
6. 合併・全資産売却に対する鑑定権の義務付け											
7. 大型買取に対する株主総会決議要求											
8. 新株発行に対する株主総会決議要求											
9. 株主に対する新株優先買取権の保証											
10. 会社支配の重大な変更に伴う株式買取請求権											
11. 秘密投票の要求											
該当数計											

出所) Black and Kraakman(1996), p. 1982 を一部加筆・修正。なお、ロシア株式会社法については、直近の法改正を考慮した上で、引用年度を2002年に改めた。

化が図られている(Глазырин, 1999a, C. 30)。

非従業員株主の出資制限や「一株一議決権」原則に象徴される以上の諸規定は、過剰なまでに従業員の権利保護へ指向しており、結果として、人民企業は、「株式会社の本質を歪曲することなくして、その法組織形態に割り込むことはできない」存在となっている(Зернин-Микрюкова, 1999, C. 36)。人民企業法は、労働者株式所有が、「集団的意思決定と行動に慣れたロシア人のメンタリティに合致」(Лященко, 2001, C. 79)しており、労働者に帰属する企業の経営

効率性、伝統的な国有・民間企業を凌駕する(Глазырин, 1999a, C. 26)といった認識の下で、人民企業という極めて特異な会社形態の普及が、(1)ロシアにおける経営者層と労働者階級間の社会的緊張の緩和、(2)拡大再生産に向けた労働インセンティブの向上、(3)私有化政策がもたらしたネガティブな諸問題の解消等に資するという一部の政治家や知識人の信念を体現したものである(Тарасов, 1998, C. 15)。筆者自身は、この短絡なロジックに深い疑念を覚えるが、その経済学的な吟味は本稿の趣旨ではない。

むしろここでは、人民企業の法的特殊性がロシア企業システムの複雑化に一層の拍車を掛けている点及び所有構造や役員構成といった外部から観察可能なパラメータの制度的文脈が、標準型の株式会社と人民企業では大いに異なり得るという2点を強調しておきたい。

結語

以上の考察結果は、ロシア株式会社の経営監督機構の多様性に分析者の注意を喚起するものである。それは、仮に所有構造を含む他の諸条件が等しくとも、株式会社集団のパフォーマンスには一定の「むら」が生じ得る可能性を強く示唆している。本稿の冒頭でも述べたように、ロシアの企業統治問題をめぐっては、私有化後の所有構造に最大の注意が払われてきた。しかし筆者は、会社組織のフォーマルな構造には、それに勝るとも劣らない程度の分析的配慮が必要であると主張したい。

無論、注目すべき論点はこれだけに限らない。ロシア株式会社法の草案準備作業に参加した二人の米国人法学者によれば、同法は、経営者や大株主をして、企業経営に関する法的規準が自発的に遵守されるような「自己拘束的」(self-enforcing)会社組織の創出を制度設計の基本理念に掲げている(Black and Kraakman, 1996, p. 1917)。そのため、彼らを含む法案策定者は、ロシアの株式会社法を、会社の幅広い裁量権を容認する「権能賦与型」(enabling statute)でも、実定法上で様々な商行為を禁止または厳しく制限する「禁止型」(prohibitive statute)でもなく、会社内部の意思決定プロセスを律する手続処置上の保護措置(procedural protections)を、どの新興経済諸国の会社法よりも充実した法律に仕上げた(表10)。その成果は、本稿が解明した株式会社制度の主要構造の中にも随所に現れている。このような株式会社法がロシアで採用された背景には、公的な法執行力の信頼性と実効性に対する冷徹な評価がある。その判断は極めて正しい。しかし、先の法学者らも自認しているように、巧妙なルールの採用によって、法廷への依存をある程度は抑制可能であっても、完全に自己拘束的な株式会社をデザインすることは理論上も不可能に近い(ibid., p. 1918)。過去の度重なる法改正にも拘らず、(1)株主総会の日時や議題が株主に通知されない、(2)取締役が株主総会で改選されない、(3)外部投資家が様々な口実の下に取締役会への参加を拒絶されている、(4)会計監査人の財務監査が会社側の抵抗にあう、(5)株主総会の決議手順が守られない等の違法行為が近年も際限なく繰り返されているという指摘(Старовойтов, 2001, C. 68)は、残念ながらこの点を裏付けるものである。

ロシアの株式会社が未だ十分に自律的ではない要因として、これまでに指摘された数々の問題点と共に、(1)プーチン政権登場後も依然として十分ではない国家の法治能力、(2)株式会社法のフォーマルな制度的枠組みを補完する組織や諸制度の未発達、

(3)執行役員や取締役の経営倫理観の低さ、(4)インサイダー株主の所有者意識の不十分さが指摘される。更に、閉鎖会社や人民企業というオプションの存在は、そうでなくても内向きなロシアの企業社会を、国家が公的に後押しするものとして法制度上大変問題である。これらのファクターは、互いに相乗しながら今後暫くはロシア企業のガバナンスとパフォーマンスに無視しがたい負の影響を及ぼし続けるであろう。

(一橋大学経済研究所)

注

* 本稿の執筆に当り筆者は、西村可明氏及び杉浦史和氏から数多くの示唆を頂いた。また、一橋大学経済研究所定例研究会(2003年3月26日)の場では、寺西重郎氏、黒崎卓氏、小幡績氏より貴重なコメントを頂いた。資料収集とマイクロ・データ入力に際しては、リサーチ・アシスタントである菅沼桂子さんの協力を得た。記して謝意を表したい。

1) 主に、1994年11月30日付民法典第1部(1995年1月1日施行)4章(48~115条)、1995年12月26日付「株式会社に関する連邦法」(1996年1月1日施行)及び1998年7月19日付「労働者株式会社(人民企業)の法的地位の特殊性に関する連邦法」(1998年10月1日施行)を含む各企業形態に関する連邦法を指す。なお「現行法」とは、2003年1月1日時点で有効な法令を指す。

2) その詳細は、<http://www.disclosure.ru/rus/akmlist/sys-akm-list.stm>を参照のこと。

3) なお、2001年の工業企業(組織)総数は15.5万社である(Goskomstat RF, 2002c, C. 20)。

4) 公定最低賃金は、「労働賃金の最低額に関する連邦法」で定められている。その2002年4月29日付改正法によれば、2002年5月1日以降の最低賃金額は月450ルーブルである。

5) 株式会社法施行前は、両者共に一律1,000倍であった(Тихомиров, 2001, C. 138)。

6) なお、1997年4月2日付「連邦株式会社法適用の諸問題に関する連邦最高裁判所幹部会及び連邦最高仲裁裁判所幹部会決定」によれば、閉鎖会社と開放会社の一方から他方への転換は、株式会社法15条が想定する「改組」(реорганизация)には当たらない。従って、両者間の移行は、法人登記のやり直しではなく、定款修正に関する株主総会決議とその登記によって実現する。

7) 取締役会の定員は定款または株主総会決議で定められる。任期は1年(規定上は次回定時株主総会開催日まで)である。取締役は自然人でなければならないが、株主でなくてもよい(株66条)。なお、取締役会会長は、取締役の単純多数決で選出される(株67条1項)。

8) 但し、使用人兼取締役の、使用人としての給与は労働契約に基づいて支給される。それ故、その部分は株主総会の承認を必ずしも必要とせず、株主の支配が及びにくい。

9) 株主代表訴訟は、内部コントロールの重要な手段であるが、紙幅の制約上その解説は割愛する。《Экономика и Жизнь》, № 13, 1996, C. 38; Янков (1997); Метелева (1999), C. 153-176を参照のこと。なお裁判手続と費用は、《Экономика и Жизнь》, № 16, 2001, C. 2-3に詳しい。

10) 例えば、2002年1月の法改正では、(1)議案提案件数の制限撤廃、(2)執行役員候補者提案権の追加、(3)株主総会参加権者名簿閲覧要件の1/10から1/100への緩和等がなされている。

11) この点に関する更なる論及は避ける。詳しくは、Кондратов(1998)、№10、С. 90-92; Глазырин(1999b)、С. 24-25; Карабельников(2001)、С. 5-12、С. 36-42を参照されたい。

12) 2002年1月の法改正により、取締役会の権限を列挙する株式会社法65条1項から執行役員の報酬に関する事項が削除された。しかし、改正後も契約署名権は依然として取締役会会長に帰する中で、報酬問題も取締役会の権限事項と推定されている(Шиткина, 2002, С. 77)。

13) 監査委員会の任務内容は、Тихомиров(2001)、С. 346-350に詳しい。

14) 会計検査人の報酬額は取締役会が決定する(株86条2項)。株主、会社役員及び会社と関係を有する者は資格が認められない(Ионцев, 2002, С. 204)。監査委員会と同様、会計監査人にも臨時株主総会及び取締役会の招集権が与えられている(株55条1項, 68条1項)。

15) 更にロシアの公認監査士試験は、「会計実務経験が3年以上ある者が1ヶ月程度の講習を受ければ、ほぼ全員が合格する」(齋藤, 2003, 22ページ)程度の難易度であり、監査士の平均的な実力は、日本を含む先進諸国の公認会計士に遥かに及ばない。

16) 1992年7月1日付大統領令付属「開放株式会社への同時改組を伴う国有企業の商業化に関する規定」1条。その後、1998年8月に国家の持株比率が25%を越すあらゆる私有化企業の開放株式会社化が義務付けられたが、その顛末は2.1節で述べた通りである。

17) 1992年11月16日付大統領令による制度導入時の黄金株は、議決権付株式として私有化企業の定款資本に組み込まれ、その有効期限後は普通株式への転換も可能であった。そのようなステータスが現在のように変更されたのは、1997年7月に「国有資産の私有化及び地方公有資産の私有化原則に関する連邦法」が施行された後のことである(同法5条参照)。

18) 更に、人民企業総支配人(社長)の報酬額は、従業員平均給与の10倍を越えてはならないとも定められている(人13条3項)。

19) なお、人民会社において、「一株一議決権」原則で決議される権限事項は、監査役の報酬(人10条1項7段)、株式買取価格決定方法の承認(同9段)、計算書類の承認(同11段)、優先的経営方針の承認(同13段)及び解散(同15段)の5項目に限られている。

参考文献

齋藤久美子(2003)、「ロシアにおける国際会計基準への移行について」『ロシア・CISの世界経済との統合：統計・会計の諸問題』(スラブ研究センター研究報告シリーズNo.92)北海道大学スラブ研究センター、21-31ページ。

深尾光洋・森田泰子(1997)『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社。

Aoki, Masahiko (1994) "The Contingent Governance of Teams: Analysis of Institutional Complementarity," *International Economic Review*, Vol. 35, No. 3, pp. 657-676.

AK & M List (2002) *AK & M List as of August*

2002 (CD-ROM), Moscow: ZAO AK & M.

Aukutsionek, S. and R. Kapeliushnikov (2001) "Ownership Structure of Russian Industrial Enterprises in 2001," *The Russian Economic Barometer*, Vol. 10, No. 3, pp. 10-17.

Black, Bernard and Reinier Kraakman (1996) "A Self-enforcing Model of Corporate Law," *Harvard Law Review*, Vol. 109, No. 8, pp. 1911-1982.

EBRD (2002) *Transition Report 2002: Agriculture and Rural Transition*, London: EBRD.

Oda, Hiroshi (2002) *Russian Commercial Law*, Hague: Kluwer Law International.

Бакшинкас, В., Д. Делов, С. Карелина (1999) Правовое Регулирование Деятельности Акционерных Обществ (Акционерное Право), М.: Зерцало.

Глазырин, В. (1999a) Особенности правового положения акционерных обществ работников//Законодательство и Экономика, № 1, С. 26-30.

——— (1999b) Правовое регулирование труда исполнительных руководителей акционерных обществ//Законодательство и Экономика, № 11, С. 23-31.

Государственный Комитет Российской Федерации по Статистике (Goskomstat RF) (1998) Промышленность России 1998: Статистический Сборник, М.

——— (2000) Россия в Цифрах 2000: Краткий Статистический Сборник, М.

——— (2002a) Россия в Цифрах 2002: Краткий Статистический Сборник, М.

——— (2002b) Социально-Экономическое Положение России: Январь-Октябрь 2002 года, М.

——— (2002c) Промышленность России 2002: Статистический Сборник, М.

Дунаевский, А., А. Осинский, Е. Борисенко (2001) Комментарий к Федеральному Закону об Акционерных Обществах по Состоянию на 7 Августа 2001 года, М.: ДНК.

Зернин, Н., Г. Микрюкова (1999) Акционерные общества работников (народные предприятия)//Хозяйство и Право, № 10, С. 32-36.

Игнатов, И. П. Фидимошин (2002) Практический Комментарий к Новой Редакции Федерального Закона об Акционерных Обществах, М.: ИНФРА-М.

Ионцев, М. (2002) Акционерное Общество: Правовые Основы. Имущественные Отношения. Управление и Контроль. Защита Прав Акционеров, М.: Ось-89.

Карабельников, Б. (2001) Трудовые Отношения в Акционерных Обществах, М.: Статут.

Кондратов, Н. (1998) О некоторых особенностях практического применения Федерального закона об акционерных обществах//Хозяйство и Право, № 9, С. 94-99, № 10, С. 88-93.

Лященко, В. (2001) Акционерные Общества в Российской Экономике, М.: Новый Век.

Метелева, Ю. (1999) Правовое Положение Акционера в Акционерном Обществе, М.: Статут.

Полковников, Г. (2002) Проблемы корпоративного управления в России (на примере Федерального закона об акционерных обществах, 1995 г.)//Е. Ясин (ред.), Модернизация Российской Экономики, Книга 2, М.: МАКС Пресс, С. 138

- 142.
- Старовойтов, М. (2001) Акционерная собственность и корпоративные отношения // Вопросы Экономики, № 5, С. 61-72.
- Суханов, Е. (1997) Акционерные общества и другие юридические лица в новом гражданском законодательстве // Хозяйство и Право, № 1, С. 90-100.
- Тарасов, В. (1998) Акционерные общества работников-императив времени // Российский Экономический Журнал, № 2, С. 13-15.
- Тихомиров, М. (ред.) (2001) Комментарий к Федеральному Закону об Акционерных Обществах (Второе издание), М.: Юриформцентр.
- Торкановский, Е. (1997) Управление акционерным обществом // Хозяйство и Право, № 6, С. 27-39.
- (1999) Структура акционерного капитала // Экономист, № 2, С. 63-74.
- Хубиев, К. (1998) Становление акционерной формы производства // Экономист, № 11, С. 55-61.
- Шапкина, Г. (2002) Новое в Российском Акционерном Законодательстве: Изменения и Дополнения Федерального Закона об Акционерных Обществах, М.: Экономика и Жизнь.
- Шиткина, И. (1998) Соотношение интересов различных групп акционеров и менеджеров в управлении акционерным обществом // Хозяйство и Право, № 11, С. 84-88, № 12, С. 80-87.
- (2002) Правовое положение совета директоров в свете изменения Федерального закона об акционерных обществах // Хозяйство и Право, № 1, С. 73-85. «Экономика и Жизнь», М.
- Ярков В. (1997) Защита прав акционеров по закону об акционерных обществах с помощью косвенных исков // Хозяйство и Право, № 11, С. 72-78, № 12, С. 40-51. (法令リスト)
- Гражданский кодекс РФ: часть первая от 30 ноября 1994 г. № 52-ФЗ. (с изменениями от 20 февраля 1996 г., 12 августа 1996 г., 8 июля 2001 г., 15 мая 2001 г., 21 марта 2002 г.) Трудовой Кодекс РФ от 30 декабря 2001 г. № 197-ФЗ. (с изменениями от 24 июля 2002 г.)
- Федеральный закон "Об акционерных обществах" от 26 декабря 1995 г. № 208-ФЗ. (с изменениями от 13 июня 1996 г., 24 мая 1999 г., 7 августа 2001 г., 31 октября 2002 г.)
- Федеральный закон "Об аудиторской деятельности" от 7 августа 2001 г. № 119-ФЗ.
- Федеральный закон "О приватизации государственного имущества и об основах приватизации муниципального имущества в Российской Федерации" от 21 июля 1997 г. № 123-ФЗ. (с изменениями от 23 июня 1999 г., 5 августа 2000 г.)
- Федеральный закон "Об особенностях правового положения акционерных обществ работников (народных предприятий)" от 19 июля 1998 г. № 115-ФЗ.
- Федеральный закон "О минимальном размере оплаты труда" от 9 июня 2000 г. № 82-ФЗ. (с изменениями от 29 апреля 2002 г.)
- Федеральный закон "О приватизации государственного и муниципального имущества" от 21 декабря 2001 г. № 178-ФЗ.
- Указ Президента "Об организационных мерах по преобразованию государственных предприятий, добровольных объединений государственных предприятий в акционерные общества" от 1 июля 1992 г. № 721.
- Указ Президента РФ "О мерах по реализации промышленной политики при приватизации государственных предприятий" от 16 ноября 1992 г. № 1932.
- Положение о коммерциализации государственных предприятий с одновременным преобразованием в акционерные общества открытого типа, утвержденное Указом Президента РФ от 1 июля 1992 г. № 721.
- Постановление Пленума Верховного Суда РФ и Пленума Высшего Арбитражного Суда РФ "О некоторых вопросах применения Федерального закона РФ "Об акционерных обществах" от 2 апреля 1997 г. № 4/8.